

冷戦後の国連安保理決議に基づく「多国籍軍」

樋 山 千 冬^{*}

目 次

はじめに

国際連合による国際の平和と安全の維持

1. 国連憲章と集団安全保障

2. 冷戦期の国連

3. 冷戦の終結と国連

「多国籍軍」の事例

1. 湾岸多国籍軍

2. イラク北部におけるクルド人保護

3. ソマリア

4. ルワンダ

5. ハイチ

6. アルバニア

7. 中央アフリカ

8. ボスニア

9. コソヴォ

10. 東ティモール

11. アフガニスタン

考 察

1. 「授権」決議の国連憲章上の位置づけ

2. 「平和に対する脅威」概念の拡大

3. 国連による人道的干渉（人道的介入）論

4. 授権決議の内容

おわりに

はじめに

2001年12月以降、アフガニスタンの首都カブール市及び周辺地域において治安維持活動に従事している国際治安支援部隊（International Security Assistance Force : ISAF）は、国際連合安全保障理事会（以下、「安保理」とする）の決議に基づいて設置され、国際連合加盟国によって構成された「多国籍軍」（coalition forces; multinational forces）である。

冷戦後、大規模な迫害・大量殺害をともなう地域紛争や「破綻国家」から大量の難民・避難民が生じ、人道上の問題となるとともに、周辺地域の不安定化を招く事態が生じている。このような事態に際し、「国際の平和と安全の維持に第一の責任を有する」安保理が、決議によって加盟国に必要な権限を授権し、加盟国が多国籍軍を編成・派遣し、平和・秩序の回復・維持、人道救援活動の支援などに従事する事例が見られるようになった。

この多国籍軍の活動は、国際連合憲章が予定した「国連軍」（憲章上の国連軍）とも、PKOと称される「平和維持活動」とも異なる性格を持っている。本稿では、1990年代以降の多国籍軍の事例を概観し、多国籍軍が国連による平和と安全の維持に関わる新たな慣行となりうるかを考察する。

* 本稿は、樋山が調査及び立法考査局外交防衛課在職中に、執筆したものである。しかし論文完成前に、外務省に出向となったため、出典の確認等は外交防衛課の松葉真美調査員が担当した。

国際連合による国際の平和と安全の維持

1. 国連憲章と集団的安全保障

第二次世界大戦の経験から、国連は国際の平和と安全の維持をその主たる任務としている。国連憲章は加盟国に対し戦争にとどまらず武力の行使・武力による威嚇を包括的に禁じ（憲章第2条第4項）、紛争の平和的解決を義務づけ（第6章）、違法な武力行使に対し制裁を行う集団的安全保障体制を構築した（第7章及び第8章）。

安保理は国際の平和と安全の維持に関する主要な責任を負い（第24条第1項）、平和に対する脅威、平和の破壊または侵略行為の存在を認めた場合、国際の平和及び安全を維持し、または回復するためにいかなる措置をとるか決定することができる（第39条）。安保理はその決定を実施するため経済、運輸通信、外交関係における非軍事的な強制措置（第41条）、兵力による軍事的強制措置（第42条）の発動を決定することができる。憲章の予定するところでは、軍事的強制行動は、安保理と加盟国との特別協定に基づいて提供される兵力、いわゆる「憲章上の国連軍」によって行われる（第43条）。また、地域的な紛争の解決や平和の維持のために、地域的取極又は地域的機関が安保理の許可に基づいて強制措置をとることを認めている（第53条）。

2. 冷戦期の国連

(1) PKOの形成と発展

国連が活動を開始したとき、すでに世界は冷戦期にあった。憲章上の集団安全保障は、安保理常任理事国の協力とその軍事力を前提条件としていたが、国連軍はその規模、構成、特に指揮権の問題について常任理事国の一致を見ることができず、憲章第43条の特別協定は締結されなかった（冷戦後の現在に至るもこの状況は変わっていない）。常任理事国間の政治的対立がしば

しば国際紛争の背景にあり、したがってかかる紛争に関して拒否権（憲章第27条第3項）の濫発を招き、安保理は当初構想されたような機能を十分に果たすことができなかった。1950年の「朝鮮国連軍」はソ連の欠席する安保理の勧告によって実現した⁽¹⁾が（安保理決議第83号）、アメリカの指揮下にあり（決議第84号）、憲章が予定した国連軍とは異なるものであった⁽²⁾。

もっとも、冷戦期の国連では、総会における「侵略の定義に関する決議」（1974年）⁽³⁾の採択などによって憲章の定めた武力不行使原則の発展が図られる一方で、局地的な武力紛争に対して国連による平和維持活動（Peace Keeping Operation ; PKO）が行われてきた。PKOは紛争の政治的解決を実現するために介入するものであって、直接に紛争を解決する手段ではないが、一定の成果を上げ、経験と慣行によって発展してきた。

今日「伝統的なPKO」と称される冷戦期のPKOは、おおむね次のようである。紛争当事者間の同意と要請に基づき、停戦を維持し、または兵力の引き離しを監視する。活動は平和維持部隊（PKF、小火器により武装）または軍事監視団（非武装の将校の混成）によって行われる。要員は各国から自発的に派遣されるが、作戦上、国連事務総長が任命する指揮官の指揮下に入り、紛争の利害関係国は参加国から除外される。武器の使用は、自衛と任務妨害の企てに対抗する場合に限って認められる。派遣期間は限定され、必要な場合に延長される。経費は、加盟国による通常の出金とは別に賄われる⁽⁴⁾。

このPKOは、国連憲章には直接の根拠規定を有さず、武力紛争が実際に生じてしまった後の措置であることから、紛争の平和的解決（第6章）にも当たらず、受入国の同意を前提としている点で強制措置（第7章）にも当たらないため、「6章半」の活動といわれる。また、もっぱら安保理決議に基づいて設置され任務を与えられるため、安保理の補助機関（第29条）ともされる⁽⁵⁾。国際司法裁判所は「ある種の経費

事件」の勧告的意見（1962年）においてPKOの合法性を認めた⁽⁶⁾。

(2) 安保理による強制措置

冷戦期において国連が強制措置をとった事例は、ローデシア及び南アフリカに対して行われた経済制裁である。

1965年11月にイギリスから独立を宣言したローデシアが、白人による少数支配であり自決権を侵害していたことに対して、翌年12月、安保理は、憲章第39条及び第41条に基づき南ローデシアにおける事態が国際の平和に対する脅威を構成すると決定し、ローデシアに対する経済制裁を実施した（決議第232号）。また、アパルトヘイト政策をとっていた南アフリカに対しても、1977年11月4日、安保理は憲章第7章に基づき南アフリカによる武器と軍事物資の取得が国際の平和と安全の維持に対する脅威を構成すると決定し、加盟国に対し南アフリカへの武器輸出の禁止を課した（決議第418号）⁽⁷⁾。これらの事例において、安保理は、一国内における大規模な人権侵害が国際の平和に対する脅威を構成するとした。

3. 冷戦の終結と国連

(1) PKOの拡大と限界

冷戦の終結は、国連とくに安保理の活性化をもたらした。「第二世代のPKO」と称される冷戦後のPKOの活動は、選挙監視、人権状況の監視、行政管理、人道援助の実施確保などに拡大した。1992年6月、ブトロス ガリ (Boutros-Ghali) 事務総長 (当時) は、『平和のための課題』⁽⁸⁾ を発表し、予防外交・平和創造・平和維持・平和構築からなる国連の包括的な安全保障のあり方とともに、PKOの予防的展開を行い、憲章第43条の特別協定の締結を促進し、強制力を有する重装備の平和執行部隊を創設する構想を示した。しかしガリ事務総長は、1992年11月の報告において国連に強制行動を指揮する能力がないことを認めていた⁽⁹⁾。

ソマリアにおいて1993年3月から活動したUNOSOM（第二次国連ソマリア活動）は、憲章第7章の下で紛争当事者の受入れ合意を前提とせず、武装解除のため武力行使を容認された活動であった。しかし要員が攻撃を受け、撤退することとなった⁽¹⁰⁾。

旧ユーゴスラヴィア連邦において1992年2月から活動したUNPROFOR（国連保護軍）は、当初はクロアチアにおける紛争当事者の停戦合意を受けて停戦監視に従事した。ボスニア・ヘルツェゴヴィナにおける紛争の激化に伴い、UNPROFORは人道支援物資の配給を行い、さらに安全地区の保護を行うため、憲章第7章の下で武力行使を含む措置をとる権限を付与された。しかし活動が妨害されたため、NATO（北大西洋条約機構）空軍の支援を受けて活動することとなり、最終的には多国籍軍IFOR（履行軍）に主な任務を引き継ぐに至った⁽¹¹⁾。このような経験から、1995年1月の『平和のための課題・追補』⁽¹²⁾ では、古典的なPKOの原則の尊重が再確認され、国連自身による平和執行の構想は放棄されたのである。

(2) 地域的機関による強制行動

(i) NATO（北大西洋条約機構）及びWEU（西欧同盟）

旧ユーゴスラヴィア連邦において1991年6月に発生した内戦に対して、9月25日、安保理は決議第713号によりユーゴスラヴィアに対する武器の禁輸を決定し、1992年5月には決議第757号により包括的な経済制裁を課した。11月、安保理は、決議第787号を採択し、憲章第7章及び第8章に基づき、国家または地域的機関もしくは取極を通じて行動する国家に対し、決議第713号及び第757号の履行を確保し海上の輸出入の積み出しを停止させるために必要な措置をとることを求めた。NATO及びWEUはアドリア海に海軍を派遣し、ユーゴスラヴィア領海に進入する商船の停船及び検査を行った。1996

年10月1日、ボスニア和平協定の履行及びボスニアの選挙を受け、安保理は旧ユーゴスラヴィアに対するすべての措置を解除し、10月2日、NATO及びWEUは作戦の完了を宣言した⁽¹³⁾。

また、旧ユーゴスラヴィア連邦のボスニア・ヘルツェゴヴィナにおける紛争の激化に対し、安保理は1992年8月に決議第770号を採択し、ボスニア・ヘルツェゴヴィナの事態が国際の平和と安全に対する脅威であると認定し、憲章第7章に基づいて行動し、人道援助物資の輸送促進のために必要なあらゆる措置を地域的機関又は取極を通してとるように求めた。1993年3月の決議第816号では、憲章第7章に基づき、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ上空の飛行禁止の遵守を確保するために、必要なあらゆる措置を国家、地域的機関又は取極によりとる権限を与えた。さらに、1993年6月の決議第836号は、憲章第7章に基づき、UNPROFOR(国連保護軍)の任務遂行を支援するために、(決議第819号及び第824号で宣言された)安全地区の内部及び周囲において、国家、地域的機関・取極に対し空軍力を使用し必要なあらゆる措置をとる権限を与えた。1994年2月、NATOは安保理決議第816号によりボスニア・ヘルツェゴヴィナ上空を飛行したセルビア人勢力に属する軍用機を撃墜した。1994年4月から1995年2月まで、NATOは決議第836号によりセルビア人勢力の軍事目標を、1995年8月から9月までセルビア人勢力の支配地域を攻撃した⁽¹⁴⁾。

NATOとWEUは、本来は集団的自衛(憲章第51条)を目的として結成されたものであったが、これらの決議が憲章第7章及び第8章に言及していることから、これらの機関は、憲章第8章にいう地域的機関として位置づけられたものと考えられる⁽¹⁵⁾。

(ii) ECOWAS(西アフリカ経済共同体)⁽¹⁶⁾

ECOWASは、1989年以降、反政府勢力NPFL(リベリア愛国戦線)との内戦状態にあったリベリアに対し、1990年8月にECOMOG

(ECOWAS監視団)を派遣した。1991年10月、ECOWASの仲介により和平協定が成立したが戦闘は続き、ECOMOGもNPFLと交戦した。1992年11月、安保理は決議第788号を採択し、リベリアに対し憲章第7章の下で武器禁輸措置を課した。

ECOWASは、1991年以降内戦が続いたシエラレオネに対しても、1996年11月の和平成立後にECOMOGを派遣した。しかし1997年5月にクーデターが発生し、カバー(Kabbah)大統領が追放され軍事政権が成立した。6月、OAU(アフリカ統一機構)は新政権の不承認を確認し、ECOWASに対して武力行使を容認した。10月8日、安保理は決議第1132号により禁輸を決定し、ECOWASに履行確保のために必要な措置をとることを許可した。1997年10月23日、軍事政権とECOWASとの間で和平が合意されたが計画の実施は進まず、1998年2月、ECOMOGが攻撃を行い軍事政権は崩壊した。カバー大統領の復帰を受け、3月10日、安保理は石油禁輸措置を解除した。

これらの事例では、ECOWAS及びOAUが憲章第8章にいう地域的機関であるとしても、その強制行動に対して安保理が憲章第53条に基づく事前の許可を与えていたわけではない。このため、武力不行使原則及び内政不干涉原則にECOMOGの活動が抵触していた可能性がある。しかし決議第788号は、ECOMOGの武力行使や憲章第8章には言及していないものの、ECOWASの努力を賞賛しており、安保理がECOMOGの活動を事後に黙示的に承認したと考えることも不可能ではない⁽¹⁷⁾。シエラレオネの場合でも、決議第1181号はECOWAS及びECOMOGの積極的な役割を賞賛している⁽¹⁸⁾。

「多国籍軍」の事例

1. 「湾岸多国籍軍」⁽¹⁹⁾

1990年8月2日、イラクがクウェートに侵攻し、8日には併合を宣言した。安保理は決議第

660号を採択し、イラクの行為を国際の平和及び安全の破壊であると非難し、クウェートからの撤退を要求した。しかしイラクが従わなかったため、決議第661号によって経済制裁を行い、さらに決議第665号では加盟国海軍による禁輸執行措置（海上阻止行動）をとった。11月29日、安保理は決議第678号を採択し、加盟国に対し国際の平和と安全を回復するため必要なあらゆる手段をとる権限を与えた。アメリカ軍を主体とする多国籍軍は、1991年1月17日に攻撃を開始し、戦闘は2月28日に停止した。4月3日、安保理は決議第687号（停戦決議）を採択し、イラクが当該決議を受諾した4月11日に正式に停戦するに至った。

「湾岸多国籍軍」は、憲章第7章（及び第8章）に言及した安保理決議に基づき、加盟国によるアドホックな多国籍軍が編成された最初の例となった。もっとも、湾岸多国籍軍の根拠となった決議第678号の決議文は、憲章第7章に言及しているものの、特定の条文は引用しなかった。このため、決議第678号の憲章上の位置づけについては、第3章で述べるとおり論議の対象となった⁽²⁰⁾。

「湾岸多国籍軍」は、イラクによるクウェート侵攻という、一国による他国への武力攻撃に対して編成され行動した多国籍軍である。武力攻撃は、国連憲章が想定していた国際の平和に対する脅威・平和の破壊の典型例と考えられるが、湾岸多国籍軍以降に編成された多国籍軍が主として内戦などの国内要因に起因する事態に対して編成されたことと比べると、湾岸多国籍軍はむしろ特徴的な例であると思われる。

活動期間

- ・ 決議第665号に基づく海上阻止行動（禁輸執行措置）

1990年8月25日～現在

- ・ 決議第678号に基づく軍事行動

1991年1月17日～2月28日

参加国及び規模

- ・ 海上阻止行動

アメリカほか12か国

- ・ 軍事行動

アメリカ、イギリス、フランス、サウジアラビアなど29か国

規模：約29万名

2. イラク北部におけるクルド人保護⁽²¹⁾

「湾岸戦争」直後のイラクでは、1991年3月、南部でシーア派反体制組織が、北部ではクルド人組織が蜂起した。イラク政府が厳しい弾圧を行ったため、難民化したクルド人がイランやトルコに流出した。4月5日、安保理は決議第688号を採択した。同決議は、イラクの一般人民に対する抑圧が大量の難民を引き起こし、関連地域における国際の平和と安全に対する脅威となっていると非難し、イラクは抑圧をただちに停止し、国際人道機関の援助を必要とする地域へのアクセスを許可し、その活動のためのあらゆる便宜が利用可能となるようにすべきだとした⁽²²⁾。

トルコ領域内に待機していた各国部隊は4月17日からイラク北部に投入され、クルド難民保護区域の設定、食料等の救援物資の投下、キャンプの設営にあたった。（ドイツ部隊はイラン西部に展開した。）

イラクは、救援活動がイラクに対する内政干渉であると非難した。4月18日、イラクと国連事務総長代行との間で了解書が交わされ、国連人道センターの設置、救援物資の安全な通過、国連警備官の派遣、避難民救援活動の責任をUNHCR（国連難民高等弁務官事務所）に移行させる合意が順次成立し⁽²³⁾、各国部隊は7月中旬にイラク北部から撤退した。

決議第688号は直接には憲章第7章に言及していない。このため、多国籍軍の活動が武力行使を伴わないものであっても、国内管轄事項（憲章第2章第7項）への干渉となる可能性が生じる。しかし、多国籍軍の活動が決議第688号の目的に合致していると考えることによって、長期的には、安保理決議に基づく多国籍軍の例

と考えることも可能であると思われる⁽²⁴⁾。

活動期間

1991年4月7日～7月15日⁽²⁵⁾

参加国及び規模

アメリカ、イギリス、フランス、イタリア、オランダ、ドイツ、オーストラリア、ベルギー、カナダ、ルクセンブルグ、ポルトガル、スペイン、トルコ、約2万3,000名⁽²⁶⁾

3. ソマリア⁽²⁷⁾

1991年1月、バーレ (Barre) 政権が崩壊した後、USC (統一ソマリア会議) が政権を掌握した。しかしその後 USC の内部抗争が激化し、11月に内戦に発展し、戦闘と干ばつによる飢饉のため大量の難民・避難民が発生した。

1992年1月、安保理は決議第733号を採択してソマリアに対し武器禁輸措置を課し⁽²⁸⁾、3月、一応の停戦合意が成立した。4月24日、安保理は決議第751号により停戦合意の履行及び人道援助物資の提供を支援するため UNOSOM (国連ソマリア活動) の派遣を決定した⁽²⁹⁾。しかし UNOSOM の活動は妨害を受け、人道物資の輸送・配給ができない事態が続いたため、国連事務総長は憲章第7章に基づく措置が必要であると安保理に勧告した⁽³⁰⁾。この勧告では、安保理のとり得る措置として 平和維持活動である UNOSOM の維持、UNOSOM は撤退し人道援助団体と武装勢力との交渉に委ねる、

UNOSOM による武力の示威行動、安保理の権威のもとでの加盟国による強制行動、国連の指揮・統制のもとでの強制行動、という5つの選択肢が提示されていた。

1992年12月3日、安保理は決議第794号を採択し、ソマリアの事態が国際の平和と安全に対する脅威を構成することを決定し、憲章第7章のもと、人道的救済活動のための安全な環境を可能な限り早急に樹立するため、加盟国に必要なあらゆる措置をとる権限を付与した⁽³¹⁾。この決議に基づき編成された多国籍軍 UNITAF

(統一タスクフォース) による「希望回復作戦」によりソマリアの飢餓状態は急速に解消した。しかし不安定な状態は継続していたため、国連事務総長は、武装解除のため UNOSOM に憲章第7章に基づく強制行動の権限を付与すべきであると勧告した⁽³²⁾。

1993年3月26日、安保理は決議第814号を採択し、UNOSOM (国連第2次ソマリア活動) に武力行使を容認した⁽³³⁾。

活動期間

1992年12月4日～1993年5月4日⁽³⁴⁾

参加国及び規模

アメリカ、オーストラリア、ベルギー、ボツワナ、カナダ、エジプト、フランス、ギリシャ、インド、イタリア、クウェート、モロッコ、ニュージーランド、ナイジェリア、パキスタン、サウジアラビア、スウェーデン、チュニジア、トルコ、アラブ首長国連邦、ジンバブエ⁽³⁵⁾、約3万8,300名⁽³⁶⁾

4. ルワンダ⁽³⁷⁾

1990年以降、フツ族主導のルワンダ政府と、ウガンダ国内でツチ族が組織したルワンダ愛国戦線 (RPF) との間で内戦が続いたが、1993年8月に和平が成立した。和平協定の履行を支援するため、10月5日、安保理決議第872号に基づき UNAMIR (国連ルワンダ支援団) が組織された⁽³⁸⁾。

1994年4月6日、ハビャリマナ (Habyarimana) 大統領搭乗機の墜落事故をきっかけに内戦が再発し、ルワンダ政府軍・フツ族兵士によるツチ族・フツ族穏健派の大量殺害が起こり、UNAMIR も攻撃されるに至った。5月17日、安保理は決議第918号を採択しルワンダに対する武器禁輸措置・UNAMIR の権限と規模の拡大を決定したが⁽³⁹⁾、軍事要員は十分に集まらなかった。国連事務総長は、拡大 UNAMIR の展開が遅れ、ルワンダ国内の情勢が悪化していることにつきフランスからの申し出を受け、

多国籍軍による人道援助活動について安保理が審議することを提案した⁽⁴⁰⁾。安保理は、決議第929号において、拡大 UNAMIR が必要な兵力を持つまでの間、憲章第7章のもとで、加盟国に対しルワンダにおける人道的目標を達成するために必要なあらゆる手段を使用する権限を与える決定を行った⁽⁴¹⁾。もっとも、フランスがジェノサイドの一方の当事者である旧政権との間に政治的つながりがあることが懸念されたため⁽⁴²⁾、決議第929号は「公平に」任務を遂行することをとくに義務づけた。

多国籍軍による「トルコ石作戦」はルワンダにおける大量殺害をいったん終息させ、ルワンダ南西部に人道的安全地帯を設置し、避難民約100万人が保護された。また、国際人道援助活動の実施が可能となった⁽⁴³⁾。1994年7月19日、ルワンダ愛国戦線が全土を掌握し、新政府を樹立した。一方で、多国籍軍の撤退後、新政府による報復を恐れたフツ族避難民が周辺諸国に流出した⁽⁴⁴⁾。

期間

1994年6月22日～8月21日⁽⁴⁵⁾

参加国及び規模

フランス、セネガル、ギニアビサウ、チャド、モーリタニア、エジプト、ナイジェリア、コンゴ、約3,600名⁽⁴⁶⁾

5. ハイチ⁽⁴⁷⁾

1991年2月、ONUVEH（国連ハイチ選挙検証監視団）の監視のもと実施された民主的な選挙によりアリスティド（Aristide）大統領が就任したが、9月にクーデターが起こり、大量の難民が発生した。

1993年6月16日、安保理は決議第841号を採択し、ハイチに対する石油及び武器の禁輸並びに資産を凍結する措置を課した⁽⁴⁸⁾。7月、ハイチ正統政府と軍事政権の間で、民政復帰につきガバナーズ島（Governors Island）協定が合意された⁽⁴⁹⁾。これを受け、安保理は決議第867

号を採択し、ハイチ軍の近代化と警察の設立のため、UNMIH（国連ハイチ派遣団）の派遣を決定した⁽⁵⁰⁾。しかしその後も反アリスティド勢力によるテロや暴動が頻発した。10月、UNMIH先遣隊の上陸が阻止されると、安保理は決議第873号により決議第841号の措置を再開した⁽⁵¹⁾。さらに決議第875号により当該措置を実効あらしめるための行動を加盟国に求めた⁽⁵²⁾。

1994年5月6日、安保理は決議第917号を採択し、ハイチに対する全面的な経済制裁を決定し、その遵守の確保のために「海上阻止行動」を許可した⁽⁵³⁾。これら制裁措置の強化に対し、軍部や反アリスティド勢力の反発は強まり、ハイチの人権状況は悪化した。7月31日、安保理は決議第940号を採択し、憲章第7章のもとで、加盟国に対し統一的な指揮統制のもとに多国籍軍を編成し、正統政府の回復、安全かつ安定した環境の確立のため必要なあらゆる手段を行使することを許可した⁽⁵⁴⁾。9月18日、アメリカ政府特使とハイチ軍首脳との間で合意が成立し⁽⁵⁵⁾、多国籍軍はハイチ軍と戦闘することなく首都及び主要都市を制圧した。10月15日、アリスティド大統領が帰国、16日には経済制裁が解除された⁽⁵⁶⁾。

1995年1月15日、多国籍軍の参加国は、安保理に対しハイチにおける安全かつ安定した環境の確立を報告した⁽⁵⁷⁾。3月31日、多国籍軍から UNMIH に任務が移行された⁽⁵⁸⁾。

期間

安保理決議第875号に基づく海上阻止行動（禁輸執行措置）：1993年10月19日～1994年10月16日⁽⁵⁹⁾

安保理決議第940号に基づく活動：1994年9月19日～1995年3月31日⁽⁶⁰⁾

参加国及び規模

・海上阻止行動：アメリカ、イギリス、フランス、カナダ、オランダ、アルゼンチン⁽⁶¹⁾

・決議940に基づく活動：アメリカ、CARICOM（カリブ共同体）諸国、バングラデシュ、グアテ

マラ、約1万名（ほか文民警察官約800名）⁽⁶²⁾

6. アルバニア⁽⁶³⁾

共産党による一党独裁体制が続いていたアルバニアは、1992年の総選挙で民主党が圧勝しベリシャ（Berisha）大統領が率いる民主党政権が誕生して以降、急激な経済成長を遂げた。しかし、自由経済システムに通じていない一般市民は「ネズミ講」式の投資会社に出資した。1997年1月、投資システムが崩壊し、経済の混乱が全土に波及し暴動に発展した。政府は有効な解決策を打ち出すことができず暴動は拡大し、2月には、地方で行政機能が麻痺する事態となった。3月、OSCE（欧州安全保障協力機構）の仲介により、アルバニア政府と反政府派の合意が成立し、3月12日、フィノ（Fino）を首班とする連立政権が発足した。しかし事態の改善を図るため、政府は国連とWEU（西欧同盟）に軍事介入を要請した。イタリアおよびアルバニアの要請によってアルバニア情勢につき審議した安保理は、決議第1101号を採択した。同決議は、アルバニアにおける状況がその地域の平和と安全に対する脅威を構成し、加盟国が人道支援の安全かつ迅速な実施のため多国籍軍の編成を申し出ていることを歓迎した。さらに加盟国に対し中立的かつ公正に人道援助を遂行する多国籍軍への参加を許可し、（アルバニア政府の要請があったにもかかわらず）憲章第7章のもとで要員の安全と移動の自由を確保する権限を与えるとした⁽⁶⁴⁾。

アルバニア情勢は多国籍軍の展開により沈静化した。6月19日、安保理は決議第1114号において多国籍軍の任務を拡大する決定を行い⁽⁶⁵⁾、人道的活動の支援に加えて選挙監視業務の安全保障も任務とした。6月29日及び7月6日、OSCE選挙監視団による監視のもと、アルバニア人民議会選挙が行われた⁽⁶⁶⁾。

期間

1997年4月15日～8月11日⁽⁶⁷⁾

参加国及び規模

オーストリア、ベルギー、デンマーク、フランス、ギリシャ、イタリア、ポルトガル、ルーマニア、スロヴェニア、スペイン、トルコ、7,215名⁽⁶⁸⁾

7. 中央アフリカ⁽⁶⁹⁾

1996年4月、兵士が未払い給与の支払いを求めて暴動を起こした。パタセ（Patasse）大統領は給与の支払いを約束し事態は沈静化した。5月、大赦法の制定や大統領の退陣を求めた兵士が再び暴動を起こした。中央アフリカ共和国と防衛協定を結んでいたフランスは部隊を派遣し、外国人の救出活動と大統領の安全確保を行った。11月、大統領の退陣を求める反乱が発生した。12月4日から開催されたフランス及びフランス語圏アフリカ諸国サミットでは、中央アフリカに国際使節団を派遣し、政府と軍の間の緊張を緩和しようとする提案がなされた。8日、政府と反乱部隊との間で停戦合意が成立したが、状況は改善しなかった。

1997年1月4日、反乱部隊がフランス軍兵士を殺害したため、フランス軍は反乱部隊を攻撃した。その後も散発的な戦闘が続いたが、1月下旬に国民和解を定めたバンギ（Bangui）協定（複数の文書で構成）が成立し、その履行監視を目的として、多国籍軍 MISAB（バンギ協定履行アフリカ監視団）が派遣された。MISAB展開後、2月18日に在野勢力を閣内に含めた国民統一政府が成立し、3月15日には大赦法も施行された。しかし、3月22日に MISAB と反乱部隊との大規模な衝突が生じ、反乱部隊に対する MISAB とフランス軍の攻撃の結果、7月2日に停戦協定が結ばれた。安保理は、決議第1125号によって MISAB の活動を国連の授権のもとにおくこととした。

MISAB の兵站部門を支援していたフランス軍の1998年4月以降の撤退が予定されていたため、国連事務総長は、中央アフリカにおける治安維持と国民和解の促進のために新たな平和維

持活動の展開を勧告した⁽⁷⁰⁾。1998年3月27日、安保理は決議第1159号を採択し、MISABの任務を引き継ぐ国連PKOとしてMINURCA(国連中央アフリカ共和国監視団)の展開を決定した⁽⁷¹⁾。

期間

1997年2月8日～1998年4月15日⁽⁷²⁾

参加国及び規模

ブルキナ・ファソ、チャド、ガボン、マリ、セネガル、トーゴ、800名⁽⁷³⁾

8. ボスニア⁽⁷⁴⁾

1995年12月14日、ボスニア内戦に関する和平協定がパリで署名され、12月15日、安保理は、決議第1031号を採択し、和平協定の履行のために多国籍軍IFOR(履行軍)の展開を許可し、加盟国にIFORの任務の遂行及び防護のためにあらゆる手段をとる権限を与え、国連PKOであるUNPROFORの権限をIFORへ移行する旨決定した⁽⁷⁵⁾。IFORは、敵対行動の防止・兵力引き離し等に従事した。

1996年9月、OSCEの協力によりボスニアで選挙が実施された。しかし情勢は不安定であり、11月から12月にパリ及びロンドンで行われた和平履行会議において軍の駐留を継続する必要性が確認され、NATO諸国は、SFOR(安定化軍)の編成に合意した。12月12日、国連安保理は決議第1088号を採択し、IFORの任務をSFORに引き継ぐことを決定した⁽⁷⁶⁾。

期間⁽⁷⁷⁾

IFOR：1995年12月20日～1996年12月20日

SFOR：1996年12月20日～現在

参加国及び規模

IFOR：NATO諸国(当時*)及びオーストリア、チェコ、エジプト、エストニア、フィンランド、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、マレーシア、パキスタン、ポーランド、ルーマニア、ロシア、スロヴァキア、スウェーデン、ウクライナ、ブルガリア、アルバニア、約5万

3,000人⁽⁷⁸⁾

SFOR：NATO諸国**及びロシア、アルバニア、アルゼンチン、オーストリア、ブルガリア、エストニア、アイルランド、フィンランド、ラトビア、リトアニア、スロヴァキア、モロッコ、ルーマニア、スロヴェニア、スウェーデン、オーストラリア、ニュージーランド⁽⁷⁹⁾、最大時約3万6,000人⁽⁸⁰⁾

* ベルギー、カナダ、デンマーク、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウェー、スペイン、トルコ、イギリス、アメリカ

**1999年3月12日、チェコ、ハンガリー、ポーランドが加盟。

9. コソヴォ⁽⁸¹⁾

ユーゴスラヴィア連邦(セルビア及びモンテネグロ)のコソヴォ自治州におけるアルバニア系住民と連邦の対立は、1998年以降、連邦とアルバニア系武装組織KLA(コソヴォ解放軍)との間の内戦に発展し、非戦闘員の殺害・大量追放などが生じた。安保理は、決議第1160号を採択し、ユーゴスラヴィア全土に対し武器禁輸措置を課し、決議第1199号により、コソヴォ情勢が地域の平和と安全に対する脅威であるとした。

1999年2月からフランスで行われた和平交渉は失敗し、3月24日、NATOがユーゴスラヴィアへの航空攻撃を開始した。6月9日、ユーゴスラヴィアはG8諸国の和平案を受諾し、NATOとユーゴスラヴィアは多国籍軍の展開につき合意した。6月10日、安保理は、決議第1244号を採択し、UNMIK(コソヴォ暫定統治ミッション)を設置するとともに、KFOR(コソヴォ国際安全保障部隊)の展開を許可した。この決議は、加盟国及び関係国際機関に対しコソヴォにおける軍事プレゼンスを許可し、次の任務を付与した。— 敵対行動の防止・停戦維持、ユーゴ連邦軍・警察及び民兵組織の撤退監視、KLAの武装解除、難民及び避難民の帰還並びに人道援助に必要な安全の確保、治安及び秩序の維持、

地雷除去活動の監視、UNMIK 及び他の国際機関の防護並びに移動の自由の確保⁽⁸²⁾

期間

1999年6月～現在

参加国及び規模

NATO 諸国及びロシアなど37か国⁽⁸³⁾、約4万4,000人⁽⁸⁴⁾

10. 東ティモール⁽⁸⁵⁾

東ティモールでは、1975年に宗主国であったポルトガルが主権を放棄し、1976年のインドネシアによる併合以来、独立派と統合派が対立してきた。1998年、インドネシアのハビビ(Habibie)政権による「幅広い自治ステータスの付与」方針の発表後、独立の気運が高まり紛争が再発した。

1999年4月、独立派と統合派の間で和平合意が成立し、5月、インドネシア、ポルトガル、国連の間でインドネシア政府の自治案に関する東ティモール住民の意思を確認する直接投票の実施などで合意した。これを受け、6月、安保理は決議第1246号を採択し、UNAMET(国連東ティモールミッション)の設立を決定した⁽⁸⁶⁾。8月に行われた住民投票の結果、東ティモールの独立支持が多数となったが、統合派武装組織が暴動を起こし、治安の悪化とともに多数の避難民が生じ、UNAMET 要員も攻撃を受けた。事態の沈静化のため、安保理は、決議第1264号を採択し、東ティモールにおける事態が平和と安全に対する脅威となっているとし、憲章第7章の下で東ティモールの平和と安全を回復し、UNAMET の活動を支援するために加盟国に対し必要なあらゆる措置をとる権限を与えることを決定した。

決議第1246号に基づき、INTERFET(東ティモール国際軍)は、1999年10月末までに東ティモール全域に展開した。統合派の武装組織は西ティモールへ逃亡したが、その後武装闘争を放棄する旨宣言した。10月20日にインドネシア国

民協議会* が直接投票の結果を受け入れる決定を行ったことから、安保理は決議第1272号を採択し、UNTAET(国連東ティモール暫定行政機構)を設立した⁽⁸⁷⁾。2000年2月23日、多国籍軍から UNTAET の軍事部門に任務が引き継がれた。

* インドネシアにおける国権の最高機関で、憲法制定・大統領選出の権限をもつ。議会とは異なる。

期間

1999年9月20日～2000年2月23日⁽⁸⁸⁾

参加国及び規模

オーストラリア、タイ、フィリピン、ブラジル、ケニア、ヨルダン、ニュージーランド、フランス、フィジー、イギリス、アメリカほか22か国⁽⁸⁹⁾ 最大時約1万名⁽⁹⁰⁾

11. アフガニスタン

1978年のソヴィエト連邦による侵攻以来、内戦の続いたアフガニスタンでは、1998年までにタリバン(Taliban)政権が大半の地域を支配した。タリバン政権は、1998年のケニア及びタンザニアにおけるアメリカ大使館爆破事件などに関与したとされるテロ組織アル・カーイダ(al Qaeda)に基地を提供してきた。安保理は、決議第1267号及び決議第1333号を採択し、タリバン政権に対し、タリバン資産の凍結⁽⁹¹⁾、武器の禁輸⁽⁹²⁾などを決定する措置をとってきた。

2001年9月11日にアメリカで生じた大規模なテロ事件がアル・カーイダによって実行されたと断定したアメリカ、イギリスなどの国々は、10月7日以降、タリバン政権及びアル・カーイダに対する攻撃を開始した。タリバン政権は急速に崩壊し、11月13日、首都カブールはアフガニスタンの反タリバン勢力によって陥落した。12月、国連の斡旋により反タリバン勢力がドイツのボンで会合し、暫定政権の発足に合意した。12月20日、安保理は、暫定政権を支援しカブール及び周辺地域の治安を維持するため、加盟国に対し ISAF への人員及び装備の提供を求め、

ISAFに参加する加盟国に対し任務を遂行するために必要なあらゆる措置を許可する決議第1386号を採択した⁽⁹³⁾。12月22日、カブールにカルザイ (Karzai) を首班とする暫定政権が設立された。

期間⁽⁹⁴⁾

2002年1月10日～現在

参加国及び規模

イギリス、オーストリア、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、イタリア、ニュージーランド、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、ルーマニア、スペイン、スウェーデン、トルコ、ベルギー、チェコ 規模：約5,000名⁽⁹⁵⁾

* アメリカは連絡要員 (liaison staff) を派遣した。

考 察

1. 「授権」決議の国連憲章上の位置づけ

多国籍軍の根拠となる安保理決議は、国連憲章上どの条文に位置づけられるか。

国家またはその集団による武力行使は武力不行使原則 (憲章第2条第4項) に抵触するため、多国籍軍の武力行使を正当なものとするには、違法性阻却事由が必要である。憲章の条文には、安保理が加盟国に対し武力行使を授権する権能を有するという明示的な規定はない。安保理は決議を法的にどのように根拠づけているのだろうか。

(1) 安保理決議第678号に関する議論

「湾岸多国籍軍」の根拠とされた安保理決議第678号は、憲章第7章を引用しつつも、憲章の特定の条文には言及しておらず、同決議を採択した安保理においても、憲章上の根拠条文は明らかにされなかった。

このため、安保理決議第678号の憲章上の位置づけに関する学説は、憲章の特定の条文に結びつける説、国連の黙示的権能に根拠を求める

説⁽⁹⁶⁾、憲章違反であるとする説⁽⁹⁷⁾に分かれた。憲章の特定の条文に結びつける説は、さらに多国籍軍の行動は憲章第51条の集団的自衛権に基礎付けることができる (かつ憲章第42条にも合致する) との説⁽⁹⁸⁾、憲章第39条の安保理の勧告に基づくとする説、憲章第42条の軍事的強制措置の決定に基づくとする説⁽⁹⁹⁾におおむね分けることができる。

集団的自衛権説には次のような問題があると指摘されている。自衛権の行使には安保理の事前の許可を必要としないから、多国籍軍の行動が集団的自衛権の行使であるとすれば決議第678号はそもそも必要ではない。一般に自衛権の行使には均衡性の要件が求められるところ、停戦条件を定めた決議第687号は、クウェートからのイラク軍の撤退にとどまらず大量破壊兵器の廃棄などイラクの主権を制約していることから、決議第678号は「国際の平和と安全を回復する」ため、加盟国に対して均衡性の要件を超える権限を与えたと考えることができる⁽¹⁰⁰⁾。

第39条説は、多国籍軍を自発的に編成する国にとっては「勧告」で十分であっても、武力行使の対象となる国は、勧告による措置を受忍する義務はないから武力行使は武力不行使原則に違反し国際違法行為となると批判される⁽¹⁰¹⁾。

第42条説は、「決定」の拘束力をもって武力行使の違法性阻却事由と考えるため、第39条説の問題は生じない。憲章は加盟国が自発的に編成する多国籍軍による軍事的強制措置を予定していないが、第42条に基づく兵力の使用にあたっては、必ずしも第43条の特別協定は前提とされない⁽¹⁰²⁾。ただし、決議第678号は安保理に対する定期的な報告を義務づけるにすぎず⁽¹⁰³⁾、安保理による兵力使用計画の作成 (憲章第46条) 及び軍事参謀委員会による戦略上の指導 (第47条第3項) という点で、安保理による多国籍軍の活動の統制について問題とする見解もある⁽¹⁰⁴⁾。

黙示的権能説は、国際機構には設立条約によって明示的に定められていなくとも、その目的の達成のために必要と考えられる黙示的権能が付

与されているとする⁽¹⁰⁵⁾。つまり決議を通じた加盟国への「授權」は、安保理の権能に属すると考える。黙示的権能の理論は、国際司法裁判所の「ある種の経費事件」勧告的意見(1962年)⁽¹⁰⁶⁾から導かれている。この勧告的意見は、国連PKOであったUNEF(国連緊急軍)及びONUC(コンゴ国連軍)について求められたものであり、UNEFやONUCの活動が受入国の同意を前提としていた点が考慮されていた。このため、クウェートを占領するイラクに対して武力を行使するという「湾岸多国籍軍」に援用するには十分ではないという指摘もあった⁽¹⁰⁷⁾。

安保理決議第678号の国連憲章上の根拠については、1990年代の初めごろに学説上の議論が見られたのであるが、多国籍軍の事例の蓄積とともに、しだいに議論の対象となくなっている⁽¹⁰⁸⁾。

(2) 決議第678号以後の慣行

「湾岸多国籍軍」以降に編成された多国籍軍にかかわる安保理決議は、実際には憲章の特定の条文を引用することはなく、「憲章第7章の下で行動して」などの形で言及するにとどまっている。決議を採択した安保理の審議においても、決議文で用いられる表現を、憲章の特定の条文に結びつけるような議論は行われていない。

ソマリア、ハイチにおける多国籍軍に関する安保理の審議では、一部の加盟国が事態の特殊性を強調し、決議が加盟国に武力行使を授權する先例となることへの懸念を示したものの、結局のところ、各国の法的確信(*opinio juris*)では、安保理は憲章第7章(及び第8章)のもとで加盟国に必要な権限を付与し、多国籍軍に武力行使を授權することができるかとされているようである。

授權決議の先例の蓄積は、憲章第7章(及び第8章)の解釈につき、憲章の制定後に生じた慣行であって、国連加盟国により一般的に受け入れられたもの(条約法条約第31条第3項(b))と考えることも可能であろう。

もっとも、授權はいわゆる白紙委任にあたるものではなく、第4節で述べるように、安保理が多国籍軍を政治的に統制することが必要であるとも考えられている。最近の学説でも、安保理による武力行使の授權の根拠をあらためて安保理の黙示的権限として説明しつつ、武力行使に関する判断を加盟国に無制限に委任するものではない、と考えている⁽¹⁰⁹⁾。

2. 「平和に対する脅威」概念の拡大

安保理は、憲章第39条に従い「平和に対する脅威、平和の破壊または侵略行為の存在を決定」し、事態を国際関心事項とすることによって国内管轄事項に関与し、かつ憲章第7章の非軍事的・軍事的強制措置をとることができる。憲章は「平和に対する脅威、平和の破壊または侵略行為」の概念を定義しておらず、これらの事態の認定を行うことは、安保理の裁量に属する問題である⁽¹¹⁰⁾。

(「侵略」については国連総会により「侵略の定義に関する決議」(1974年)がなされたが、内容はいわば推定規定にすぎない。国際刑事裁判所(International Criminal Court; ICC)規程を採択した外交会議(ローマ、1998年)において、「侵略の罪」に関連して「侵略」の定義を試みたが、合意に至らなかった。)

冷戦期において、安保理はローデシアや南アフリカにおける人種差別政策を脅威と認定し強制措置をとった。冷戦後においても、第2章で述べたように、国内におけるジェノサイド、内戦による大規模な難民発生、人道援助活動の武力による妨害、国際人道法の違反行為などの「人道上の惨事」(*humanitarian catastrophe*)を平和に対する脅威と認定し、加盟国に武力行使を授權した。

また、安保理は、旧ユーゴスラヴィア内戦及びルワンダ内戦における人道法違反行為について審理する国際裁判所を設置した⁽¹¹¹⁾。1992年1月の安保理首脳会議においては「経済的、社会的、人道的及び生態学的分野での非軍事的不安定要因は、平和と安全に対する脅威となって

いる」とされた⁽¹¹²⁾。

このように、安保理では、個人の身体及び生命への基本的権利が大規模に侵害されるような事態が国際関心事項となりうると考えられてきたと思われる⁽¹¹³⁾。

3. 国連による人道的干渉（人道的介入）論

重大かつ大規模な人権侵害などの「人道上の惨事」を、平和に対する脅威と認定した安保理は、兵力を提供し費用を負担する意思と能力を備えた加盟国に対して武力行使を授權し、人権侵害を阻止しようとする。こうして多国籍軍が編成されてきた経験から、国連による人道的干渉（humanitarian intervention）が実現したと考える立場がある⁽¹¹⁴⁾。

多国籍軍の活動が憲章第7章の強制行動であるとすれば、国際法上の武力不行使原則や内政不干涉原則との関係では法的に問題は生じない。つまり、多国籍軍による武力行使の違法性は阻却され、活動には領域国の同意は（当該国が少なくとも国連加盟国である限りにおいて）必要とされない（憲章第25条、第48条第1項）。（ただしアルバニア多国籍軍は実効政府の、ハイチ多国籍軍は正統政府の要請に基づき安保理決議がなされたものであった。）

国際的な人権保障の枠組みの発展に伴って、ジェノサイド、アパルトヘイトといった重大かつ大規模な人権侵害が、強行規範（*jus cogens*）に違反する国際犯罪とされるようになった。国際犯罪について作為または不作為のある国家は、国際法上の対世的義務（*obligations erga omnes*）に違反することになるから、主権国家として不干涉原則を援用することはできない⁽¹¹⁵⁾。アパルトヘイトやジェノサイドは、国連による強制行動の対象となりうる犯罪でもある（アパルトヘイト条約第1条、ジェノサイド条約第8条）。

（このような人道上の犯罪を裁くため、国際刑事裁判所（ICC）規程が2002年7月に発効した。しかしICCは、その管轄権に属する人道上の犯罪に関与した個人（自然人）の刑事責任を追及することを目的としており、

人権侵害そのものを直接に阻止することを目的としているわけではない。）

しかし、国連安保理は本質的には司法機関ではないから、安保理が「人道上の惨事」を審議の対象とするか、どのような決定を行うかは、各国の利害関心を反映するであろう⁽¹¹⁶⁾。

とくに発展途上国からは、人権問題は国内問題であるとして、人権侵害を根拠とした強制行動に対する懐疑的な見解がしばしば示されてきた⁽¹¹⁷⁾。学説上も、安保理において授權決議が採択された際に、決議に対する各国の態度が分かれたことや、事態の特異性・例外性が強調されていた点から、これら多国籍軍の活動を人道的干渉とは考えない立場もある⁽¹¹⁸⁾。もっとも、安保理の常任理事国である中国は、授權決議の採択において棄権することはあっても、現在のところ拒否権を行使するには至っていない。OAUは、ソマリア内戦の経験から人道的干渉について容認する態度をとっている⁽¹¹⁹⁾。

人道的干渉に法的・道義的に正統性があるとしても、多国籍軍に必要な軍事的・財政的負担をする加盟国が、軍事的損害が干渉の利益 現実には政治的・経済的利益も含まれるであろうと比較して小さなものであると考えるかぎり、多国籍軍に兵力を提供することはないのである⁽¹²⁰⁾。（UNITAFの場合、武装勢力の武装解除がいぜんとして必要な段階にあったにもかかわらずアメリカが活動を終了させ、UNOSOM が大きな犠牲を出す要因になったという⁽¹²¹⁾。）多国籍軍が、人権侵害を行っている勢力と比べて軍事的に優位に立たなければ、その活動は実効性をもたないのである。

このような問題にも関わらず、人道的干渉のために安保理によって多国籍軍を利用する方式が今後もとられることになると思われる。

4. 授權決議の内容

多国籍軍の事例が増えるにともなって、授權決議には一定の傾向が見られるようになっている。

第1に、加盟国への権限の付与つまりマンデートがより具体的になり、とくに武力行使の目的については厳密に定義するようになってきていることである。加盟国が安保理による授權の目的を逸脱し、例えばもっぱら自国の利益を実現する目的で武力を行使するために安保理決議を援用するおそれ⁽¹²²⁾は小さくなる。

第2に、多国籍軍の活動期間がより限定されるようになったことである⁽¹²³⁾。湾岸、ソマリア、ハイチではとくに期間を定めなかったが、中央アフリカの11日間⁽¹²⁴⁾からボスニア(SFOR)の1年半⁽¹²⁵⁾にいたるまで、特定の期間を定める例がある。これらの多国籍軍は、決議によって活動を授權された一定の期間が経過したのち、活動が引き続き必要であれば新たに決議を採択する方法がとられている例である。コソヴォのように、多国籍軍に12か月間の展開を許可し安保理が他に決定しない限りにおいて延長できる旨定める例⁽¹²⁶⁾、東ティモールのように多国籍軍の展開は国連PKOが展開されるまでの間許可されるとしている例⁽¹²⁷⁾もある。

多国籍軍の活動を時間的に制限することにより、加盟国が、安保理が一度行った決議を援用し続ける⁽¹²⁸⁾余地はなくなるであろう。形式的には、「古典的な」国連PKOの任務が6か月とされ、期間が終了したのち必要であれば新たな安保理決議によって更新される、という慣行に、多国籍軍が近づいているといえるかもしれない⁽¹²⁹⁾。

第3に、多国籍軍に参加する加盟国に対し、多国籍軍の活動に関する定期的な報告を行う義務を課していることである。湾岸多国籍軍に対しては「安保理に情報を与える」⁽¹³⁰⁾という程度であったものが、ボスニア(IFOR及びSFOR)⁽¹³¹⁾では1か月ごと、アルバニア、中央アフリカ⁽¹³²⁾に至って2週間ごとの報告を求めるようになった。ルワンダ、ハイチ⁽¹³³⁾のように加盟国の報告だけではなく、事務総長による報告も併せて求めた例、中央アフリカ、東ティモール⁽¹³⁴⁾のように加盟国が事務総長を通じて報告すること

を求めた例もある。もっとも、報告は定式化されたものではなく、記述される情報は多様である。

多国籍軍の指揮及び命令の権限は、本質的に多国籍軍の参加国が保持しているものであり⁽¹³⁵⁾、安保理が直接に多国籍軍を統制するというものではない。しかし安保理は、決議によって多国籍軍の活動を授權する期間を更新しない、または終了させるという選択が可能であるから、このような報告は、安保理の意思決定に寄与することで安保理による多国籍軍の活動への政治的な関与を可能にするものと思われる。

おわりに

冷戦後、安保理は、憲章第7章(及び第8章)のもとで「平和に対する脅威」等を認定し、強制措置として加盟国の編成する多国籍軍に武力行使を「授權」する方式をとり、必要な権限を付与された多国籍軍が平和及び秩序の回復・維持などの活動に従事するようになっている。

多国籍軍の活動は、国連憲章が予定していた強制措置とは異なるものである。しかし、内戦型の武力紛争の増加⁽¹³⁶⁾、人道上の惨事という事態に対して安保理が強制措置をとる実質的な手段がほかにないとなれば、安保理決議による加盟国への授權・多国籍軍の編成は、慣行として今後確立する可能性もある⁽¹³⁷⁾。

授權決議は、多国籍軍に対する安保理の統制を強化する傾向にあり、長期的には、多国籍軍の活動は、国連による国際の平和と安全の維持の理念型に近づいているといえるかもしれない。今後は、安保理の意思決定の透明性の確保、即応性の向上なども課題となるであろう⁽¹³⁸⁾。

「現実からすれば、夢想的であってはならず、国連旗の下にあって国連の命令を守り執行する国際軍を想像すべきではない。制裁の効果を完全なものにするための時間が必要であることを考慮すれば、その日が来るまでは、安保理は、国連がコントロールする活動の始まりにだけで

注(1) L. M. Goodrich et al., *Charter of the United Nations, commentary and documents*, 3rd and rev. ed. (New York: Columbia University Press, 1969), 301.

(2) 佐藤哲夫「国連憲章第七章に基づく安全保障理事会の活動の正当性」『法学研究』34号, 2000, pp. 181-182.; 神余正博『国際平和協力入門』有斐閣, 1995, p.6.

(3) UNDoc.A/3314(XXIX).

(4) Michael Bothe, "Peace-Keeping" in Bruno Simma et al. eds., *The Charter of the United Nations: a commentary* (Oxford: Oxford University Press, 1995), 588-589, 594-597.; 藤田久一『国連法』東京大学出版会, 1998, pp.364-375.

(5) 藤田 同上 pp.358-360.

(6) *ICJ Reports*, 1962, pp.162-165.

(7) Ulrich Bayerlin, "Sanctions", Rüdiger Wolfrum ed., *United Nations: law, politics and practice* (Hague: Martinus Nijhoff, 1995), 1116-1118.

(8) UNDoc. A/47/277-S/24111.

(9) UNDoc. S/24868.

(10) 藤井京子「第2次国連ソマリア活動(UNOSOM)の武力行使」『名古屋商科大学論集』39巻1号, 1994, pp.71-98.

(11) Peter Malanczuk, *Akehurst's modern introduction to international law*, 7th rev. ed. (New York: Routledge, 1997), 409-414.; Sean D. Murphy, *Humanitarian intervention: the United Nations in an evolving world order* (Philadelphia: University of Pennsylvania Press, 1996), 198-213.

(12) UNDoc.A/50/60-S/1995/1.

(13) NATO, "Operation Sharp Guard", (Updated 2 October 1996) <http://www.nato.int/ifor/general/shrp-grd.htm>

(14) Malanczuk, *supra* n.11, 413-414.

(15) Rüdiger Wolfrum, "Der Beitrag regionaler Abmachungen zur Friedenssicherung: Möglich

keiten und Grenzen" *Zeitschrift für ausländisches Recht und Völkerrecht* 53(1993): 576-602.

; Christian Walter, "Security Council control over regional action" *Max Planck Yearbook of United Nations Law* 1 (1997): 129, 154.; Yoram Dinstein, *War, aggression and self-defence* (Cambridge: Cambridge University Press, 2001), 270.

(16) Georg Nolte, *Eingreifen auf Einladung: zur völkerrechtlichen Zulässigkeit des Einsatzes fremder Truppen im internen Konflikt auf Einladung der Regierung* (Berlin: Springer, 1999), 409-418, 422-429.

(17) David Wippman, "Enforcing the peace: ECOWAS and the Liberian civil war" in Lori Fisler Damrosch ed., *Enforcing restraint: collective intervention in internal conflicts* (New York: Council of Foreign Relations Press, 1993), 184-186.; Francis Kofi Abiew, *The Evolution of the doctrine and practice of humanitarian intervention* (Hague: Kluwer Law International, 1999), 209

(18) UNDoc. S/RES/1181, para.5.

(19) U.S. Department of Defense, *Conduct of the Persian Gulf War: final report to Congress* (Washington D.C.: Government Printing Office, 1992).; Elihu Lauterpacht et al. eds., *The Kuwait Crisis: basic documents* (Cambridge: Grotius Publications, 1991).

(20) 佐藤哲夫「冷戦後の国際連合憲章第七章に基づく安全保障理事会の活動」『法学研究』26号, 1994, pp.61-79.

(21) 同上 pp.122-131.; 藤井京子「クルド難民救援活動と人道的介入論」『名古屋商科大学論集』37巻1号, 1992, pp.169-181.; Jane E. Stromseth, "Iraq's repression of its civilian population: collective responses and continuing challenges" in Damrosch, *supra* n. 17, 77-118.

(22) UNDoc. S/RES/688, para.1-3.

(23) "Memorandum of Understanding signed on

- 18 April 1991" *International Legal Materials*, 30(1991) : 860-862.
- (24) Murphy, *supra* n.11, 187.; Malanczuk, *supra* n.11, 402.
- (25) *Keesing's Record of World Events*, 1991, p. 38361.; "Aspects of Anti-Chaos aid to the Soviet Union", U.S. Cong., House, *Hearing*, Com. on Armed Services, 102nd Cong., 1st Sess. (4. Sept.1991), p.20.
- (26) *Ibid.*, pp.12-13.
- (27) 佐藤 前掲論文 (注(20)) pp.131-141. ; 藤井京子 「ソマリア問題と国連の強制措置」 『名古屋商科大学論集』 38巻1号, 1993, pp.211-253.
- (28) *UNDoc. S/RES/733*, para.5.
- (29) *UNDoc. S/RES/751*, para.2.
- (30) *UNDoc. S/24868*.
- (31) *UNDoc. S/RES/794*, para.10.
- (32) 藤井 前掲論文 (注(10)) pp.72-74, 86-89.
- (33) *UNDoc. S/RES/814*, para.7, 9.
- (34) *Keesing's Record of World Events*, 1992, p. 39225; 1993, p.39451.
- (35) "Current Military Operations in Somalia" in U.S. Congress, Senate, *Hearing*, Com. on Armed Services, 103rd cong., 1st Sess. (25. Mar.1993), p.15.
- (36) *Supra* n.34, 1993, p.39356.
- (37) 藤井京子 「ルワンダ多国籍軍と国連安保理の権限」 『名古屋商科大学論集』 40巻 2号, 1996, pp. 31-45. ; 同 「ルワンダ多国籍軍の活動とその問題点」 『名古屋商科大学論集』 42巻 1号, 1997, pp. 53-76.
- (38) *UNDoc. S/RES/872*, para.2.
- (39) *UNDoc. S/RES/918*, para.3.
- (40) *UNDoc. S/1994/728*.
- (41) *UNDoc. S/RES/929*, para.3.
- (42) John Quigley, "The "Privatization" of Security Council enforcement action: a threat to multilateralism" *Michigan Journal of International Law* 17 (1996): 270-272.
- (43) *UNDoc. S/1994/795*; *S/1994/933*; *S/1994/1100*.
- (44) 藤井 前掲論文 (注(37)) pp.62-71.
- (45) 藤井 前掲論文 (注(37)) p.62.
- (46) *UNDoc. S/1994/1100*.
- (47) 松田竹男 「正統政府回復のための強制措置の発動 - ハイチの場合」 『法経研究』 44巻 3号, 1995, pp.1-45. ; 藤井京子 「ハイチ多国籍軍と国連安保理の権限」 『名古屋商科大学論集』 41巻 1号, 1996, pp.101-125. ; Domingo E. Acevedo, "The Haitian crisis and the OAS response: a test of effectiveness in protecting democracy", in Damrosch, *supra* n.17, 119-156.
- (48) *UNDoc. S/RES/841*, para.3, 5-9.
- (49) *UNDoc. A/47/975-S/26063*; 松田 前掲論文 (注(47)) pp.13-14.
- (50) *UNDoc. S/RES/867*, para.1.
- (51) *UNDoc. S/RES/873*, para.1.
- (52) *UNDoc. S/RES/875*, para.1.
- (53) *UNDoc. S/RES/917*.
- (54) *UNDoc. S/RES/940*, para.4.
- (55) U.S. Department of State, *Dispatch* 538 (1994) : 611-612.; 松田 前掲論文 (注(47)) p.13
- (56) *UNDoc. S/RES/944*, para.4.
- (57) *UNDoc. S/1995/55*.
- (58) *UNDoc. S/RES/975*, para.7.
- (59) *UNDoc. S/RES/873*, para.1. ; *S/RES/944*, para.4.
- (60) 松田 前掲論文 (注(47)) p.24. ; *UNDoc. S/RES/975*, para.7.
- (61) 松田 前掲論文 (注(47)) p.16.
- (62) *UNDoc. S/1994/1321*.
- (63) 酒井啓巨 「アルバニア多国籍保護軍について」 『国際協力論集』 8巻 1号, 2000, pp.85-105. ; Ettore Greco, "New trends in peace-keeping: the experience of operation Alba" *Security Dialogue* vol.29 no.2(1998): 201-212.
- (64) *UNDoc. S/RES/1101*, para.2-4.
- (65) *UNDoc. S/RES/1114*, para.3.
- (66) *Keesing's World Record of Events*, 1997, pp. 41703-41704.
- (67) *UNDoc. S/1997/335*, *S/1997/632*.

- (68) *Ibid.*
- (69) 酒井啓亘「中央アフリカ共和国問題と国際連合」『国際協力論集』7巻2号, 1999, pp.83-115.; Nolte, *supra* n.16, 342-349.
- (70) *UNDoc.S/1998/61.*
- (71) *UNDoc.S/RES/1159*, para.9.
- (72) *UNDoc.S/1998/61*; *S/RES/1136*, para.5.; *S/RES/1152*, para.6.; *S/RES/1155*, para.5.
- (73) *UNDoc. S/1997/652.*
- (74) NATO, "SFOR history" (Updated July 2002) <http://www.nato.int/sfor/docu/d981116.a.htm>; "British Forces in Bosnia" House of Commons, Defence Committee 5th Report, *HC 423*, Sess. 1995-96(22 May 1996), para.1-9.
- (75) *UNDoc.S/RES/1031*, para.14.
- (76) *UNDoc.S/RES/1088*, para.18.
- (77) *UNDoc.S/1995/1050.*
- (78) *UNDoc.S/1996/49*; *S/1996/783*; *S/1996/880*; *S/1996/970*; *S/1996/1066.*
- (79) NATO, "SFOR organization" (Updated 6 March 2002) <http://www.nato.int/sfor/organisation/sfororg.htm>
- (80) *UNDoc. S/1997/602*; *S/1998/39*; *S/1998/659*; *S/1999/768*; *S/2000/792*; *S/2001/911.*
- (81) Philip E. Auerwald, David P. Auerwald eds., *The Kosovo conflict: a diplomatic history through documents* (Hague: Kluwer Law International, 2000); Marc Guillaume, "Le cadre juridique de l'action de la KFOR au Kosovo" in C.Tomuschat ed., *Kosovo and the international community* (Hague: Kluwer Law International, 2002), 243-285
- (82) *UNDoc. S/RES/1244*, para.9.
- (83) NATO, "Nations contributing to KFOR" <http://www.nato.int/kfor/kfor/nations/default.htm>
- (84) *UNDoc. S/1999/868*; *S/2000/50*; *S/2000/814*; *S/2001/52*; *S/2001/910.*
- (85) Moreen Dee, "Coalitions of the Willing' and humanitarian intervention: Australia's involvement with INTERFET" *International Peacekeeping vol.8 no.3* (Autumn 2001) :1-20.
- (86) *UNDoc. S/RES/1246*, para.1.
- (87) *UNDoc. S/RES/1272*, para. 1.
- (88) *UNDoc. S/1999/1025*; *S/2000/236.*
- (89) *UNDoc. S/1999/1025.*
- (90) *UNDoc. S/2000/236*; *S/1999/1072*; *S/1999/1106*; *S/1999/1169.*
- (91) *UNDoc. S/RES/1267*, para.4.
- (92) *UNDoc. S/RES/1333*, para.5.
- (93) *UNDoc. S/RES/1386*, para.3.
- (94) *Keesing's World Record of Events*, 2002, p. 44554.
- (95) United Kingdom Ministry of Defence, "Operation Fingal" (Updated 20 June 2002) <http://www.operations.mod.uk/fingal/index.htm>; *UNDoc. S/2002/1340.*
- (96) 森川幸一「平和の実現と国際法」『いま戦争と平和を考える』国際書院, 1993, pp.81-82.; 田中忠「国連の平和維持活動と日本の参加・協力」『法学セミナー』443号, 1991, pp.36-37.; 佐藤哲夫『国際組織の創造的展開』勁草書房, 1993, p.252.
- (97) 松井芳郎『湾岸戦争と国際連合』日本評論社, 1993, pp.71-93.
- (98) Oscar Schacter, "United Nations law in the Gulf Conflict", *American Journal of International Law* 85(1991):452.; Dinstein, *supra* n.15, 242-245.
- (99) Pierre-Marie Dupuy, "Après la Guerre du Golfe" *Revue General de Droit International Public* 95(1991):624-625.; Jochen A. Frowein, "Article 42", in Simma, *supra* n.4, 634-635.; 尾崎重義「湾岸戦争と国連憲章」『筑波法政』15号, 1992, p.45.
- (100) 佐藤 前掲論文 (注20) pp.69-72.
- (101) 松井 前掲書 (注97) pp.83-84.
- (102) Thomas M. Franck, "Fairness in the international legal and institutional system" *Recueil des Cours* 240 (1994):286-287.; Jochen A.

- Frowein, "Article 43", in Simma, *supra* n.4, 639.
- (03) UNDoc. S/RES/678, para.4.
- (04) 松井 前掲書 (注(97)) p.73.
- (05) e.g. "International organizations, implied powers", Rudolf Bernhard et al. eds. *Encyclopedia of Public International Law* (Amsterdam: Elsevier, 1995), 1312.
- (06) ICJ Reports, 1962, pp.167-168.
- (07) 森川 前掲論文(注(96)) p.81; Oscar Schacter, "Authorized use of force by the United Nations and regional organizations" in Lori Fisler Damrosch and David J. Scheffer eds. *Law and force in the new international order* (Boulder: Westview Press, 1991), 68.
- (08) Helmut Freudenschuß, "Between unilateralism and collective security: authorizations of the use of force by the UN Security Council" *European Journal of International Law* 5 (1994): 492-532.
- (09) Murphy, *supra* n.11, 297-304.; Danesh Saroo shi, *The United Nations and the development of collective security: the delegation by the UN Security Council of its Chapter VII powers* (Oxford: Oxford University Press, 1999), 142 et passim.; Niels Blokker, "Is the authorization authorized? Powers and practice of the UN Security Council to authorize the use of force by 'Coalitions of the Able and Willing'" *European Journal of International Law* 11 (2000):548-552.
- (10) 佐藤 前掲論文 (注(20)) p.160. ; Malanczuk, *supra* n.11, 426.
- (11) UNDoc. S/RES/827, para.2.; S/RES/955 para. 1
- (12) UNDoc. S/PV. 3046, p.143.
- (13) 佐藤 前掲論文 (注(20)) pp.160-162. ; 大沼保昭 『人権、国家、文明 普遍主義の人権観から実際的人権観へ』 筑摩書房, 1998, p.114. ; Murphy, *supra* n.11, 283-290.; David Schweigman, *The Authority of the Security Council under Chapter VII of the UN Charter: legal limits and the role of the International Court of Justice* (Hague: Kluwer Law International, 2001), 151-152.
- (14) e.g. Fernando R. Teson, *Humanitarian intervention: an inquiry into law and morality*, 2nd ed. (New York: Transnational Publishers, 1997), 226-266.; 青井千由紀 「人道的介入のドクトリン」 『レヴァイアサン』 臨時増刊, 1996, pp. 29-34.; Adam Roberts, "The So-called 'right' of humanitarian intervention" *Yearbook of International Humanitarian Law* 3 (2000) : 15-19, 37-38.
- (15) 大沼 前掲書 (注(13)) p.118.
- (16) Roberts, *supra* n.114, 41-42.
- (17) Dorinda G. Dallmeyer, "National perspectives on international intervention: from the outside looking in" in Donald C. F. Daniel and Bradd C. Hayes eds., *Beyond Traditional Peacekeeping* (Basingstoke: Macmillan, 1995), 20-39.; Blokker, *supra* n.109, 558.
- (18) 松井芳郎 「国際連合と人道的援助および人道的干渉」 『法律時報』 68巻4-5号, 1996, pp.46-54,66-74.
- (19) Abiew, *supra* n.17, 235-248.
- (20) 大沼 前掲書 (注(12)) p.123. ; Malanczuk, *supra* n.11, 429.
- (21) UNITAF の例。Gary Anderson, "UNOSOM : not failure, not success" in Daniel and Hayes, *supra* n.117, 268.; Thomas Farer, "Intervention in unnatural humanitarian emergencies" *Human Rights Quarterly* 18(1996): 1-22.
- (22) Quigley, *supra* n.42, 282.
- (23) Nigel D. White and Ozlem Ülgen, "The Security Council and the decentralized military option: constitutionality and function" *Netherlands International Law Review* 44 (1997):408-409.
- (24) UNDoc. S/RES/1155, para.5.

- (25) *UNDoc.* S/RES/1088, para.18.
- (26) *UNDoc.* S/RES/1244, para.19.
- (27) *UNDoc.* S/RES/1264, para.10.
- (28) Jules Lobel and Michael Ratner, "Bypassing the Security Council: ambiguous authorizations to use force, cease fires and Iraqi inspection regime" *American Journal of International Law* 93 (1999): 124-125.
- (29) Blokker, *supra* n.109, 560.
- (30) *UNDoc.* S/RES/678, para.4.
- (31) *UNDoc.* S/RES/1031, para.25 (IFOR);S/RES/1088, para.26 (SFOR).
- (32) *UNDoc.* S/RES/1101, para.9.; S/RES/1114, para.9.; S/RES/1125, para.6.
- (33) *UNDoc.* S/RES/929, para.10-11.; S/RES/940, para., 13-14.
- (34) *UNDoc.* S/RES/1136, para.7 ; S/RES/1264, para.12.
- (35) Christopher Greenwood, "International humanitarian law and United Nations military operations" *Yearbook of International Humanitarian Law* 1 (1998): 13.
- (36) Taylor B. Seybolt, "Major armed conflicts" *SIPRI Yearbook: armaments, disarmament and international security* (2002): 21,63.
- (37) Benedetto Conforti, *The Law and practice of the United Nations* 2nd rev. ed. (Hague: Kluwer Law International, 2000), 204.
- (38) Schweigman, *supra* n.113, 288-297.
- (39) 決議第678号を採択した安保理の審議におけるマレーシア代表の発言。 *UNDoc.* S/PV.2938, p.37.

(在オランダ日本国大使館二等書記官

ひやま ちふゆ
樋山 千冬)

(本稿は、樋山が調査及び立法考査局外交防衛課在職中に、執筆したものである)